

No. 6

平成30年第3回

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

目 次

- 認定第 1 号 平成 29 年度戸田市一般会計歳入歳出決算認定について…別冊 No. 1-1
- 認定第 2 号 平成 29 年度戸田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 3 号 平成 29 年度戸田市中心企業従業員退職金等福祉共済
事業特別会計歳入歳出決算認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 4 号 平成 29 年度戸田市市民医療センター特別会計歳入歳出
決算認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 5 号 平成 29 年度戸田市交通災害共済事業特別会計歳入歳出
決算認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 6 号 平成 29 年度戸田市海外留学奨学事業特別会計歳入歳出
決算認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 7 号 平成 29 年度戸田市火災共済事業特別会計歳入歳出決算
認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 8 号 平成 29 年度戸田市介護老人保健施設事業特別会計歳入
歳出決算認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 9 号 平成 29 年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計
歳入歳出決算認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 10 号 平成 29 年度戸田市介護保険特別会計歳入歳出決算
認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 11 号 平成 29 年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計
歳入歳出決算認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 12 号 平成 29 年度戸田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 13 号 平成 29 年度戸田市在宅介護支援事業特別会計歳入歳出
決算認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 14 号 平成 29 年度戸田市水道事業会計決算認定について…………… 別冊 No. 2

| | | |
|--------|---|----------|
| 認定第15号 | 平成29年度戸田市下水道事業会計決算認定について…………… | 別冊 No. 2 |
| 報告第12号 | 平成29年度決算における健全化判断比率の報告について…………… | 1頁 |
| 報告第13号 | 平成29年度戸田市水道事業会計決算における資金不足比率の報告について…………… | 2頁 |
| 報告第14号 | 平成29年度戸田市下水道事業会計決算における資金不足比率の報告について…………… | 3頁 |
| 報告第15号 | 平成29年度戸田市一般会計継続費精算報告書の報告について…………… | 4頁 |
| 報告第16号 | 平成29年度戸田市下水道事業会計継続費精算報告書の報告について…………… | 5頁 |
| 議案第59号 | 平成30年度戸田市一般会計補正予算（第3号）…………… | 別冊 No. 8 |
| 議案第60号 | 戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例…………… | 6頁 |
| 議案第61号 | 戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例…………… | 8頁 |
| 議案第62号 | 戸田市国民健康保険条例の一部を改正する条例…………… | 9頁 |
| 議案第63号 | 戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例…………… | 10頁 |
| 議案第64号 | 戸田市議会議員又は戸田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例…………… | 11頁 |
| 議案第65号 | 戸田市起業支援センター条例を廃止する条例…………… | 13頁 |
| 議案第66号 | 図書館・郷土博物館設備改修工事請負契約について…………… | 14頁 |
| 議案第67号 | 戸田市スポーツセンター屋内プール新築工事請負契約について…………… | 17頁 |
| 議案第68号 | 戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事（Ⅰ・Ⅱ期）請負契約について…………… | 20頁 |

| | | |
|--------|---|----------|
| 議案第69号 | 平成29年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金の 処分について…………… | 23頁 |
| 議案第70号 | 平成29年度戸田市下水道事業会計未処分利益剰余金の 処分について…………… | 24頁 |
| 議案第71号 | 平成30年度戸田市一般会計補正予算（第4号）…………… | 別冊 No. 9 |
| 議案第72号 | 平成30年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1号）…………… | 別冊 No. 9 |
| 議案第73号 | 平成30年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 補正予算（第1号）…………… | 別冊 No. 9 |
| 議案第74号 | 平成30年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計 補正予算（第1号）…………… | 別冊 No. 9 |

報告第12号

平成29年度決算における健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成29年度決算における健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

(単位：%)

| 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|----------------|----------------|-----------------|-------------------|
| — (11.86) | — (16.86) | 4.3 (25.0) | 30.9 (350.0) |

備考 括弧書は早期健全化基準を示す。

平成30年8月27日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第13号

平成29年度戸田市水道事業会計決算における資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成29年度戸田市水道事業会計決算における資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

(単位：%)

| |
|----------|
| 資金不足比率 |
| — |
| (20.0) |

備考 括弧書は経営健全化基準を示す。

平成30年8月27日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第14号

平成29年度戸田市下水道事業会計決算における資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成29年度戸田市下水道事業会計決算における資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

(単位：%)

| 資金不足比率 |
|----------|
| — |
| (20.0) |

備考 括弧書は経営健全化基準を示す。

平成30年8月27日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第15号

平成29年度戸田市一般会計継続費精算報告書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成29年度戸田市一般会計継続費精算報告書

| 款 | 項 | 事業名 | 年度 | 全 体 | | | | | | 実 績 | | | | | | 比 較 | | | | | |
|-------|---------|-------------------|----|-------------|--------|-------------|------|------------|-------------|------------|-------------|------|------------|------|------------|--------|-------|--------|------|-------|------|
| | | | | 計 画 | | | 実 績 | | | 比 較 | | | 計 画 | | | 実 績 | | | 比 較 | | |
| | | | | 年割額 | 左の財源内訳 | | 支出済額 | 左の財源内訳 | | 年割額と支出済額の差 | 左の財源内訳 | | 左の財源内訳 | | 年割額と支出済額の差 | 左の財源内訳 | | 左の財源内訳 | | | |
| | | | | | 国県支出金 | 特定財源 | | 一般財源 | 国県支出金 | | 特定財源 | 一般財源 | 国県支出金 | 特定財源 | | 一般財源 | 国県支出金 | 特定財源 | 一般財源 | 国県支出金 | 特定財源 |
| 3 民生費 | 1 社会福祉費 | 上戸田地域交流広場整備事業 | 28 | 50,418,000 | 0 | 37,800,000 | 0 | 12,618,000 | 50,418,000 | 0 | 37,800,000 | 0 | 12,618,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | 29 | 117,641,000 | 0 | 88,200,000 | 0 | 29,441,000 | 117,640,800 | 0 | 88,200,000 | 0 | 29,440,800 | 200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 200 | | |
| | | | 計 | 168,059,000 | 0 | 126,000,000 | 0 | 42,059,000 | 168,058,800 | 0 | 126,000,000 | 0 | 42,058,800 | 200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 200 | | |
| 9 消防費 | 1 消防費 | 消防本部外壁及び屋上防水等改修工事 | 28 | 6,000,000 | 0 | 0 | 0 | 6,000,000 | 6,000,000 | 0 | 0 | 0 | 6,000,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | 29 | 35,699,000 | 0 | 0 | 0 | 35,699,000 | 35,698,800 | 0 | 0 | 0 | 35,698,800 | 200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 200 | | |
| | | | 計 | 41,699,000 | 0 | 0 | 0 | 41,699,000 | 41,698,800 | 0 | 0 | 0 | 41,698,800 | 200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 200 | | |

(単位：円)

平成30年8月27日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第16号

平成29年度戸田市下水道事業会計継続精算報告書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成29年度戸田市下水道事業会計継続精算報告書

(単位：円)

| 款 | 項 | 事業名 | 年度 | 全 体 計 画 | | | 実 績 | | | 比 較 | | | | | |
|-------------|-------------|-----------------------------------|----|-------------|------------|------------|------------|-------------|------------|-----------------------|---------------|--------------|--------------|--------------|------------|
| | | | | 左の財源内訳 | | | 左の財源内訳 | | | 年割額と 支払義務 発生額の差 | 左の財源内訳 | | 自己資金 | | |
| | | | | 年割額 | 企業債 | 国庫補助金 | 自己資金 | 支払義務 発生額 | 企業債 | | 国庫補助金 | 企業債 | | 国庫補助金 | |
| | | | 28 | 118,838,000 | 47,200,000 | 47,200,000 | 24,438,000 | 0 | 0 | 0 | △ 118,838,000 | △ 47,200,000 | △ 47,200,000 | △ 24,438,000 | |
| 1 資本的 支出 | 1 建設 改良費 | 下戸田ポンプ 場更新工事 (機械設備工 事1期) | 29 | 40,197,000 | 16,000,000 | 16,080,000 | 8,117,000 | 157,680,000 | 63,200,000 | 59,758,000 | 34,722,000 | 117,483,000 | 47,200,000 | 43,678,000 | 26,605,000 |
| | | | 計 | 159,035,000 | 63,200,000 | 63,280,000 | 32,555,000 | 157,680,000 | 63,200,000 | 59,758,000 | 34,722,000 | △ 1,355,000 | 0 | △ 3,522,000 | 2,167,000 |

※平成28年度から平成29年度へ事業費118,838,000円を繰越している。

平成30年8月27日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第60号

戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和59年条例第30号)
の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(医療費助成)」に改め、同条中「を支給する」を「の支給(以下「医療費助成」という。)をする」に改め、同条第1号中「国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者又は社会保険各法に規定する被保険者等」を「被保険者等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、対象者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下この項において「政令」という。)第7条に規定する額を超えた場合は、その年の10月から翌年9月までの国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び社会保険各法(以下「医療保険各法」という。)又はその他の規程による医療給付に係る医療費助成は行わない。この場合において、当該所得の範囲は政令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は政令第5条の例によるものとする。

3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権、その他無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合、その損害を受けた日から翌年の9月30日までの医療保険各法又はその他の規程による医療給付に係る医療費助成については、前項の規定を適用しない。

第5条中「医療費助成金の支給」を「医療費助成」に改め、同条に次の2項を加える。

2 市長は、前項の規定による申請により対象者と認定したときは、当該対象者を受給資格登録者として登録しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請により対象者と認定しないときは、当該申請をした者に規則で定めるところにより通知するものとする。

第6条第1項中「前条の規定による申請により対象者と認定したときは、当該対象者」を「第4条第1項及び第3項の規定により医療費助成を行う受給資

格登録者」に改め、同条第2項中「前条の規定による申請により対象者と認定しないときは、」を「第4条第2項の規定により医療費助成を行わない受給資格登録者に」に改め、「、当該申請をした者に」を削る。

第9条中「受給者」を「受給資格登録者」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 受給資格登録者は、規則の定めるところにより所得の状況について市長に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に受給者証の交付を受けている者については、この条例による改正後の戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第4条第2項及び第3項、第6条並びに第9条第2項の規定は、平成34年9月30日までの間は、適用しない。
- 3 この条例の施行前における国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則（昭和59年規則第34号）に定める社会保険各法又はその他の規程による医療給付に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

平成30年8月27日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第61号

戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項ただし書中「情報ネットワークシステム」を「情報提供ネットワークシステム」に改める。

第5条第2項中「その他の規定」を「その他の規程の規定」に改める。

別表第2の2の項中

「

生活保護関係情報であって規則で定めるもの

」

を

「

生活保護関係情報であって規則で定めるもの

地方税関係情報であって規則で定めるもの

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行日前であっても、改正後の戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の実施のために必要な準備行為を行うことができる。

平成30年8月27日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第62号

戸田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

戸田市国民健康保険条例（昭和39年条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に、「第7章 雑則（第11条・第12条）」を「第7章 削除」に改める。

第1章の章名を次のように改める。

第1章 戸田市が行う国民健康保険の事務

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第2条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「協議会」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に改め、同条を第2条の2とし、第2章中同条の前に次の1条を加える。

（市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称）

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第

11条第2項に規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、戸田市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

第5条第4号中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5条の2及び第5条の3を削る。

第7章の章名を次のように改める。

第7章 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年8月27日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第 63 号

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

戸田市国民健康保険税条例（昭和 38 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書及び第 21 条中「54 万円」を「58 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の戸田市国民健康保険税条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成 30 年 8 月 27 日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第64号

戸田市議会議員又は戸田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

戸田市議会議員又は戸田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成5年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第141条第8項」の次に「、第142条第11項」を、「使用」の次に「、法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成」を加える。

第11条中「及び第9条」を「、第9条及び第13条」に、「手続き」を「手続」に改め、同条を第15条とする。

第10条中「第7条」を「第11条」に改め、同条を第14条とする。

第9条中「第7条後段」を「第11条後段」に改め、同条を第13条とし、第8条を第12条とする。

第7条中「第10条」を「第14条」に改め、同条を第11条とし、第6条の次に次の4条を加える。

（選挙運動用ビラの作成の公営）

第7条 公職の候補者は、第10条に定める額の範囲内で選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第8条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間に選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第9条 市は、公職の候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該公職の候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条た

し書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、公職の候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(戸田市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の廃止)

2 戸田市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例(平成21年条例第20号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例による改正後の戸田市議会議員又は戸田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

平成30年8月27日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第65号

戸田市起業支援センター条例を廃止する条例

戸田市起業支援センター条例（平成15年条例第23号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年8月27日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第66号

図書館・郷土博物館設備改修工事請負契約について

図書館・郷土博物館設備改修工事請負契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 図書館・郷土博物館設備改修工事
- 2 場 所 埼玉県戸田市大字新曾字稻荷1707番外
- 3 工事内容 図書館・郷土博物館の設備改修に伴う工事
- 4 金 額 金729,291,600円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金54,021,600円)
- 5 工 期 本契約締結日の翌日から
平成32年1月31日まで
- 6 契約者 埼玉県上尾市緑丘三丁目4番25号
株式会社島村工業 上尾支店
支店長 島 村 貴 夫

平成30年8月27日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第66号参考

図書館・郷土博物館設備改修工事概要

1 工事概要

(1) 図書館・郷土博物館の設備改修に伴う工事

- ① 電気設備工事 受変電設備、自家発電設備、幹線・動力設備、電灯設備、弱電設備、消防設備の改修
- ② 機械設備工事 給排水衛生設備、空調設備、換気設備、消防設備の改修
- ③ 昇降機設備 更新
- ④ 建築工事 内装の改修、上記に伴う建築工事

入 札 結 果

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

| 業 者 名 | 回 数 | 第 1 回 | 摘 要 |
|---------------------|-----|-------------|-----------|
| (株) 島 村 工 業 上 尾 支 店 | | 675,270,000 | 落札 ※くじ |
| (株) 佐 伯 工 務 店 | | 675,270,000 | ※くじ |
| 斎 藤 工 業 (株) | | 675,270,000 | ※くじ |
| 佐 田 建 設 (株) さいたま支店 | | 694,900,000 | |
| 寄 居 建 設 (株) | | 辞 退 | |

※ 入札金額が同額のためくじ引き

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

| | |
|-------------|-------------|
| 設 計 額 | 750,300,000 |
| 予 定 価 格 | 750,300,000 |
| 調 査 基 準 価 格 | 675,270,000 |

議案第67号

戸田市スポーツセンター屋内プール新築工事請負契約について

戸田市スポーツセンター屋内プール新築工事請負契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 戸田市スポーツセンター屋内プール新築工事
- 2 場 所 埼玉県戸田市大字新曾字稻荷1286番外
- 3 工事内容 戸田市スポーツセンター屋内プールの新築に伴う工事
- 4 金 額 金1,380,240,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金102,240,000円)
- 5 工 期 本契約締結日の翌日から
平成32年2月15日まで
- 6 契 約 者 埼玉県さいたま市大宮区浅間町二丁目252番地
佐田建設株式会社 さいたま支店
支店長 中 村 賢 市

平成30年8月27日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第67号参考

戸田市スポーツセンター屋内プール新築工事概要

1 工事概要

(1) 戸田市スポーツセンター屋内プールの新築に伴う工事

- ① 建築工事 屋内プール新築（地上2階、地下1階 建築面積
1,864.76 m² 延べ面積 2,433.51 m²）、既存屋外
プール解体工事、外構工事
- ② 電気設備工事 電灯動力設備、非常用発電設備、電灯設備
- ③ 機械設備工事 空調設備、換気設備、自動制御設備
- ④ 昇降機設備工事

入 札 結 果

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

| 業 者 名 | 回 数 | 第 1 回 | 摘 要 |
|---------------------|--------------------|---------------|---------------|
| | 佐 田 建 設 (株) さいたま支店 | | 1,278,000,000 |
| (株) ナカノフードー建設 北関東支店 | | 1,328,600,000 | |

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

| | |
|-------------|---------------|
| 設 計 額 | 1,335,000,000 |
| 予 定 価 格 | 1,335,000,000 |
| 調 査 基 準 価 格 | 1,201,500,000 |

議案第68号

戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事（Ⅰ・Ⅱ期）請負契約について
戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事（Ⅰ・Ⅱ期）請負契約をするについ
て、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和
39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事（Ⅰ・Ⅱ期）
- 2 場 所 埼玉県戸田市下戸田一丁目3番3外
- 3 工事内容 既存小学校屋内運動場解体、既存小・中学校プール解体、
プール棟新築、小・中学校校舎新築、既存小・中学校煙突石
綿除去、外構解体等に伴う工事
- 4 金 額 金5,678,640,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金420,640,000円)
- 5 工 期 本契約締結日の翌日から
平成32年12月25日まで
- 6 契 約 者 埼玉県川口市本町四丁目11番6号
川口土木建築工業株式会社
代表取締役 古 川 元 一

平成30年8月27日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第68号参考

戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事（Ⅰ・Ⅱ期）概要

1 工事概要

(1) Ⅰ期工事（既存小学校屋内運動場解体、既存小・中学校プール解体、プール棟新築）

- ① 建築工事 解体、新築（地上1階建 延面積 950.18 m²）、鉄骨屋根、可動床、外構
- ② 電気設備工事 解体、動力設備、電灯設備、弱電設備、切り回し仮設
- ③ 機械設備工事 解体、換気設備、給排水衛生設備、ろ過設備、ガス給湯設備

(2) Ⅱ期工事（小・中学校校舎新築、既存小・中学校煙突石綿除去、外構解体）

- ① 建築工事 新築（地上4階 延面積 18,230.50 m²）、昇降機設備、外構、既存校舎煙突石綿除去
- ② 電気設備工事 受変電設備、非常発電設備、動力設備、電灯設備、弱電設備
- ③ 機械設備工事 空気調和設備、換気設備、給排水衛生設備、ガス給湯設備、厨房機器設備

入札結果

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

| 業者名 | 回数 | 第 1 回 | 摘要 |
|--------------------|--------------|---------------|---------------|
| | 川口土木建築工業 (株) | | 5,258,000,000 |
| 斎藤工業 (株) | | 5,289,000,000 | |
| 北野建設 (株) 埼玉営業所 | | 5,487,000,000 | |
| (株) ナカノフドー建設 北関東支店 | | 5,538,870,000 | |
| 関東建設工業 (株) さいたま支店 | | 5,538,870,000 | |
| 松井建設 (株) 関東営業所 | | 無効 | |

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

| | |
|--------|---------------|
| 設計額 | 6,154,300,000 |
| 予定価格 | 6,154,300,000 |
| 調査基準価格 | 5,538,870,000 |

議案第69号

平成29年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成29年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金663,109,498円を、以下のとおり積み立てることについて議会の議決を求める。

平成29年度 戸田市水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

| | 資本金 | | 資本剰余金 | 未処分利益剰余金 |
|-------------|----------------|-------------|-------------|----------------|
| | 自己資本金 | | | |
| 当年度末残高 | 9,782,114,982 | 0 | 566,090,323 | 663,109,498 |
| 議会の議決による処分額 | 減債積立金の積立 | 0 | 0 | △ 132,034,144 |
| | 建設改良積立金の積立 | 0 | 0 | △ 100,000,000 |
| | 自己資本金の組入 | 431,075,354 | 0 | △ 431,075,354 |
| 処分後残高 | 10,213,190,336 | | 566,090,323 | (繰越利益剰余金) 0 |

平成30年8月27日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第70号

平成29年度戸田市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成29年度戸田市下水道事業会計未処分利益剰余金207,529,614円を、以下のとおり積み立てることについて議会の議決を求める。

平成29年度 戸田市下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

| | 資本金 | | 資本剰余金 | 未処分利益剰余金 |
|-------------|---------------|---|-------------|----------------|
| | 自己資本金 | | | |
| 当年度末残高 | 4,100,036,025 | 0 | 291,412,540 | 207,529,614 |
| 議会の議決による処分額 | 減債積立金の積立 | | 0 | △110,362,737 |
| | 自己資本金の組入 | | 97,166,877 | △97,166,877 |
| 処分後残高 | 4,197,202,902 | | 291,412,540 | (繰越利益剰余金) 0 |

平成30年8月27日提出

戸田市長 菅原文仁